

令和元年11月18日

条例第1号

熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2及び第204条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項の会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与の種類)

第2条 会計年度任用職員の給与は、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とし、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬、期末手当及び勤勉手当とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、会計年度任用職員給料表（別表）に定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、任命権者が規則で定める基準に従い決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の支給等)

第5条 熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例（平成19年条例第16号。以下「一般職給与条例」という。）第6条から第8条まで、第13条及び第15条から第19条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる一般職給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

る。

第 8 条 第 4 項 及び 第 1 6 条 第 4 項	勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条 及び第 5 条の規定に基づく	任命権者が定める
第 1 5 条	勤務時間条例第 9 条に規定する	任命権者が定める
	勤務時間条例第 1 0 条第 1 項の規定	任命権者が定めるところ
第 1 6 条 第 3 項	勤務時間条例第 5 条の規定により、 あらかじめ勤務時間条例第 3 条第 2 項又は第 4 条	任命権者が定めるところ
第 1 7 条	勤務時間条例第 3 条第 1 項又は第 4 条の規定に基づき	任命権者により
	勤務時間条例第 9 条に規定する	任命権者が定める
	勤務時間条例第 4 条及び第 5 条の規定に基づく	任命権者が定める

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 6 条 任期の定めが 6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員に対し、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 任期の定めが 6 箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が 6 箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが 6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6 箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が 6 箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第 1 項

の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

- 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を基準として規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料月額とする。
- 6 一般職給与条例第23条及び第24条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第6条の2 任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員に対し、当該フルタイム会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。
- 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受けるフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。
- 5 一般職給与条例第23条及び第24条の規定は、第1項の規定によるフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の旅費）

第7条 フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、旅費を支給す

る。

- 2 前項の規定による旅費の支給は、熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員等の旅費に関する条例（平成19年条例第17号。以下「旅費条例」という。）別表第1の適用を受ける常勤の職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第8条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年条例第12号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 4 前3項の「基準月額」とは、前3項に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、第3条及び第4条の規定を適用したならば得られる額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第9条 パートタイム会計年度任用職員ごとに定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた当該パートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で

規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第10条 次の各号に掲げる日のいずれかに勤務したパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以

下「祝日法による休日」という。)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)

(3) 祝日法による休日又は年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合におけるこれらの日に代わる代休日

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、祝日法による休日又は年末年始の休日に勤務することを命ぜられた勤務時間(同項第3号に規定する代休日の基礎となった勤務時間を含む。)に相当する時間を他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員に係る当該勤務時間に対しては、同項に規定する休日勤務に係る報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給等)

第11条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 一般職給与条例第7条及び第18条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第12条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第8条第1項の規定により算定して得た額に12を乗じて得た額を、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該年度における祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の勤務時間（当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間をいう。）を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第8条第2項の規定により算定して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第8条第3項の規定により算定して得た額
(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第13条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。ただし、次に掲げる場合に勤務しないときは、この限りでない。

- (1) 第10条第1項各号に掲げる日である場合
- (2) 有給の休暇による場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が定める場合

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、前条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第14条 任期の定めが6箇月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員には、期末手当を支給する。

2 第6条の規定は、前項のパートタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給について準用する。ただし、日額又は時間額により報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に係る期末手当基礎額の算定については、任命権者が規則で定める基準に従い決定する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条の2 任期の定めが6箇月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員には、勤勉手当を支給する。

2 第6条の2の規定は、前項のパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について準用する。ただし、日額又は時間額により報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に係る勤勉手当基礎額の算定については、任命権者が規則で定める基準に従い決定する。

(休職者の給与)

第15条 一般職給与条例第27条の規定は、会計年度任用職員が休職にされた場合における給与の支給について準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条」とあるのは「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条又は市町村非常勤職員公務災害補償条例（平成16年組合条例第8号）第2条の2」と、「満2年」及び「満1年」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期」と、「給料、扶養手当、住居手当」及び「給料、扶養手当及び住居手当」とあるのは「給料（パートタイム会計年度任用職員にあつては、その月における報酬の総額のうちこれに相当する額）」と読み替えるものとする。

(特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第16条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性その他特別の事由を考慮し特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、一般職給与条例の適用を受ける常勤職員との権衡及びその職務の性質等を考慮して任命権者が定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第17条 パートタイム会計年度任用職員が一般職給与条例第13条第1項各号に規定するいずれかの事由に該当するときは、その通勤に要する費用を弁償する。

2 一般職給与条例第13条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による費用の弁償について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第18条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、当該旅行に要する費用を弁償する。

2 前項の規定による費用の弁償は、旅費条例別表第1の適用を受ける常勤職員の例による。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止)

2 熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例は、廃止する。

附 則 (令和2年2月12日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年11月30日条例第6号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、令和2年度12月期支給の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を基準として規則で定める割合を乗じて得た額とする。

附 則 (令和3年11月17日条例第3号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、令和3年度12月期支給の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の112.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を基準として規則で定める割合を乗じて得た額とする。

附 則 (令和4年11月29日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年11月29日条例第7号）

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下この項及び附則第2条において「給与等条例」という。）第6条第4項の改正規定を除く。附則第2条において同じ。）による改正後の給与等条例（附則第2条において「改正後の給与等条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与等条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和6年3月22日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「職員（」の次に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する」を、「任用職員」の次に「（以下「会計年度任用職員」という。）」を加える。

附 則（令和7年2月12日条例第2号）

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条中熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下この号及び同項第2号並びに附則第2条において「給与等条例」という。）第6条第4項及び第6条の2第3項の改正規定 令和6年12月1日

(2) 第1条中給与等条例別表の改正規定 令和6年4月1日
(給与の内払)

第2条 改正後の給与等条例（第6条第4項及び第6条の2第3項の改正規定を除く。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与等条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和8年2月6日条例第2号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「第1条改正後給与等条例」という。）別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。

3 第1条改正後給与等条例第6条第4項及び第6条の2第3項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

4 第1条改正後給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

5 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第3条関係）

会計年度任用職員給料表

職務の 級	1 級
号 給	給料月額
	円
1	197,000
2	198,100
3	199,300
4	200,400
5	201,500
6	203,200
7	204,800
8	206,400
9	207,900
1 0	209,600
1 1	211,200
1 2	212,800
1 3	214,400
1 4	216,100
1 5	217,800
1 6	219,500
1 7	220,700
1 8	222,300
1 9	223,900
2 0	225,400
2 1	226,900
2 2	228,500
2 3	230,100

2 4	231, 800
2 5	233, 400
2 6	235, 100
2 7	236, 400
2 8	237, 700
2 9	239, 000
3 0	240, 100
3 1	241, 200
3 2	242, 300
3 3	243, 400
3 4	244, 300
3 5	245, 200
3 6	246, 200
3 7	247, 300
3 8	248, 200
3 9	249, 100
4 0	249, 900
4 1	250, 700
4 2	251, 400
4 3	252, 000
4 4	252, 600
4 5	253, 300
4 6	253, 900
4 7	254, 500
4 8	255, 100
4 9	255, 600
5 0	256, 200
5 1	256, 800
5 2	257, 300

5 3	257,700
5 4	258,100
5 5	258,400
5 6	258,700
5 7	259,000
5 8	259,300
5 9	259,600
6 0	259,900
6 1	260,200
6 2	260,500
6 3	260,800
6 4	261,100
6 5	261,400
6 6	261,700
6 7	262,000
6 8	262,300
6 9	262,600
7 0	262,900
7 1	263,200
7 2	263,500
7 3	263,800
7 4	264,100
7 5	264,500
7 6	264,800
7 7	265,100
7 8	265,400
7 9	265,700
8 0	266,000
8 1	266,300

8 2	266,600
8 3	266,900
8 4	267,200
8 5	267,500
8 6	267,800
8 7	268,100
8 8	268,400
8 9	268,700
9 0	269,000
9 1	269,300
9 2	269,600
9 3	269,900